

議案第 5 4 号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 6 月 2 1 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

1 訴えの相手方

住所 住居所不明

（最後の住所）愛知県小牧市

氏名

2 事件名

土地明渡等請求事件

3 訴えの要旨

次のとおり、判決及び仮執行の宣言を求める。

（1）相手方は、本市に対し、石仏スポーツ広場の駐車場の一画を明け渡すこと。

（2）相手方は、本市に対し、地方自治法第 2 3 8 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けて行政財産である土地を使用する場合における使用料相当額として金 2 9, 5 8 3 円及び令和元年 7 月 1 日から前号の明渡しを完了するまで 1 か月 6 9 1 円の割合による金員を支払うこと。

（3）相手方は、訴訟費用を負担すること。

4 訴えの提起に至る経緯等

（1）本市は、平成 2 7 年 1 1 月 4 日、石仏スポーツ広場の駐車場の一面に自動車が放置されていることを発見した。

- (2) 本市は、平成28年12月ころ、当該自動車に駐車禁止の張り紙を貼ったが、当該自動車は撤去されなかった。
- (3) 本市は、平成29年7月19日、中部運輸局愛知運輸支局長に対して、当該自動車の自動車登録事項等証明書の交付を請求し、当該自動車の所有者が相手方であることが判明した。
- (4) 本市は、平成29年9月15日、相手方に対して、自動車登録事項等証明書に記載の所有者の住所にあてて、当該自動車の移動を求める通知を発したが、「あて所に尋ねあたりません」として、本市に返送された。
- (5) 本市は、平成30年6月29日、愛知県小牧市に対して、相手方の現住所の分かる書類を公用請求したが、愛知県小牧市からは、同年7月4日、相手方の住民票は住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第34条に基づく5年間の保存期間の経過により廃棄されているため、発行できないとの連絡を受けた。
- (6) (1)から(5)までの経緯により、相手方に対して、3 訴えの要旨に基づき訴えを提起する。

5 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人とする。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 本市は、訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で相手方と和解することができる。